

令和4年第19回宝塚市教育委員会の会議（定例会）会議録

1 開催日 令和4年11月17日（木）

2 場 所 宝塚市役所 2－4・2－5会議室

3 開会時間 午後2時00分

4 閉会時間 午後2時35分

5 出席した委員の氏名

五十嵐 孝教育長、木野 達夫委員、篠部 信一郎委員、松浦 一枝委員
及び石井 克馬委員

6 除斥した委員の氏名

7 委員及び傍聴人を除く、議場に出席した者

学校教育部長	坂本 三好	教育企画課長	岡本 進
社会教育部長	番庄 伸雄	学校教育課長	平野 聖幸
管理室長	福井 健介	社会教育課長	水野 寧
学校教育室長	伴 康史	学校教育課副課長	片上 健太郎
学校教育次長	美除 浩	教育企画課係長	板垣 慎一郎

8 会議の書記

教育企画課事務職員 藤原 明穂

9 議題

○議案第29号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する意見について

○報告事項 令和4年（2022年）9月における宝塚市立学校のいじめ事案について

会議の概要

	開会 午後 ２時００分
五十嵐教育長	それでは、時間がきておりますので、令和４年第１９回宝塚市教育委員会の会議（定例会）を開催いたします。傍聴希望の方はいらっしゃいますか。
岡本課長	おられません。
五十嵐教育長	それでは、本日の署名委員は木野委員でございます。よろしくお願いいたします。 本日の付議案件は、議決事項以外の案件１件です。 それでは、進行について事務局からお願いします。
岡本課長	本日の付議案件は、議決事項以外の案件１件です。 報告事項 令和４年（２０２２年）９月における宝塚市立学校の「いじめ事案」についてです。こちらは、個人に関する情報が含まれるため、非公開での報告でお願いいたします。 また、本日追加の案件として、議決事項が１件ございます。 議案第２９号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する意見についてです。審議の順番としましては、はじめに追加の議案第２９号の審議をお願いいたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。
五十嵐教育長	それでは、議案第２９号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する意見について、担当課より説明をお願いします。
岡本課長	議案第２９号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する意見についての内容を御説明申し上げます。 本件は、令和５年３月３１日をもって、尼崎市が丹波少年自然の家事務組合を脱退することに伴い、丹波少年自然の家事務組合規約を変更する必要性が生じたため、このことについて教育委員会から市議会へ意見を申し出るものです。 地方自治法第２８６条第１項によりますと、一部事務組合がその規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議を経て、都道府県知事の許可を受けなければならないとされているところ、この協議につきましては同法第２９０条において、関係地方公共団体の議会の議決を経るべきこととされています。

さらに、一部事務組合のうち、教育組合については、議会での議決に際して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第12条において、議決をする前に当該地方公共団体の教育委員会の意見を聞かなければならないとされていることを受けまして、市議会より令和4年11月15日付けで意見を求める文書が送達されたため、これに対し、教育委員会から意見を申し出るものです。

なお、事務局としましては、今回の変更については異議なく承認すべきものと考えております。

お手元、資料の3ページを御覧ください。こちらが市議会議長から教育委員会宛の照会文書になります。

具体的な変更の内容につきましては、4ページ目の宝塚市長から12月市議会に提出している議案書に記載されております。

条文につきましては、6ページ目から現在の丹波少年自然の家事務組合規約を掲載しておりますが、今回改正になるのは、第2条と第5条と別表になります。

まず、条文中の第2条ですけれども、組合の組織について関係市町が列挙されています。冒頭に尼崎市がございますので、こちらをまず削るということでございます。

続きまして、第5条ですけれども組合につきましては、議会が設置をされておりますが、こちらの定数が18人とされています。組合議員が関係市町の長と議会の議長ということになっておりまして、今回は尼崎市さんが脱退をされますので、尼崎市長と尼崎市議会議長がその人数から抜けるということで、18人を16人に改めるものです。

最後に9ページ目でございますが、こちらは別表として各市の費用の負担割合を記載しておりますけれども、別表中に尼崎市と記載されているのが、上から3つ目の施設の設置のために借入れた起債の元利償還金の欄の一番上とその次の行、施設の管理運営費の一番上でございますが、そちらの2か所にあります尼崎市に関する記載を削除しようとするものです。

こちらからの説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

- 五十嵐教育長 ありがとうございました。
- 御質問を受ける前に、この件についてはこれまでに教育委員のみなさまに説明はされていきましたか。
- 岡本課長 なかったかと思います。
- 五十嵐教育長 では、この件の審議に入る前に、このことが今後どう影響するかというあたりを御説明いただけないでしょうか。
- 坂本部長 今、市内の小学校5年生が自然学校で利用している施設に丹波少年自然の家があります。他にも施設はあるんですけども、丹波少年自然の家が割と距離が近いということと、体験のプログラムが充実しているというようなこともありまして、数多くの学校がこれまで利用してまいりました。数で言いますと、令和2年度は新型コロナの影響で宿泊ということはなかったんですけども、日帰りで丹波少年自然の家を利用した学校は6校ありました。
- そして、令和3年度は宿泊が再開しまして、24校のうち17校が、令和4年度には19校が利用しております。ですので、19校が利用している丹波少年自然の家が今後利用できなくなるということになりますと、自然学校についても大きな影響があります。
- しかし、県内には、ちょっと遠方になりますが、南あわじにあります国立淡路青少年交流の家ですとか、ハチ高原、嬉野台など他にもいろいろと施設があります。そういったところは、今までほとんど活用がなかったんですけども、丹波少年自然の家が使えなくなるということであれば、今後利用するということになります。また、令和5年度の1学期は、丹波少年自然の家を使えるということですので、たまたま1学期で予約していた3校だけは、来年度1学期に丹波少年自然の家を使いまして、あとの学校はほかの施設を使うというような状況が出てまいります。以上です。
- 五十嵐教育長 尼崎が抜け、今後西宮も抜けるというような話の中で、閉じざるを得ないというような状況になってきております。ですので、今言われたように本市は自然学校で多くの学校が利用しておりますので、自然学校の行先が今課題となっているところですが、来年度についてはこの3校プラス、他の学校も一応目途は立っていますか？
- 坂本部長 はい、目途は立っています。もう決まっております。

- 五十嵐教育長 ということです。大変残念ですが、今後そういう動きになっていくという過程での今回の規約の変更ということになります。
- 石井委員 この件について、何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。
- 五十嵐教育長 いいですか。
- 石井委員 石井委員。
- 石井委員 たぶん自然の家がなくなるというのは、どうしようもないところだと思うんですけども、宝塚の自然の家は難しいですかね。
- 番庄部長 宝塚自然の家は、昭和49年に設立されまして、平成16年に利用転換を図るということで、宿泊施設としては非常に老朽化が激しかったことと、その維持管理費が非常に高騰化してきたというのがありまして、日帰り型に変更しました。それから、色々な変遷を経まして、今年やっと日帰り型での再開をすることができたということで、宿泊施設としての利用、すなわち自然学校としての利用価値について確認はするんですけども、現時点では使えないという状況になっています。もうかなり老朽化もしているという状況です。昔、宝塚自然の家でも自然学校を受け入れておりました。確かに子どもたちにとっては、近しいところですけども、但馬の方の自然に触れるということで、かなり向こうにシフトしていったということ、それから丹波少年自然の家というのは、丹波市にあるんですけども、そこの利用をどっちかという促進していこうという流れがあって、宝塚自然の家は日帰り型に変えていったという経緯もございます。こういう状況になりまして、元に戻せるかということなんですけれども、当然、宝塚自然の家単独でまた宿泊施設をするとなりますと、多額の費用、かなりの決断が必要になってまいります。可能性としては0ではありませんけれども、現時点では今、学校教育部が説明しました通り、兵庫県には様々な自然に満ちた施設がございますので、そちらを利用していただくというのが一つの今のスタイルなのかなと思います。
- 五十嵐教育長 宝塚自然の家は、大人も子どもも楽しめる、そんな日帰り型の施設を栄えさせていきたいなと思っております。
- 五十嵐教育長 建物は残っているんですが、今は耐震の問題で使えないんですね。ですので、宿泊はできないというのがありますので、日帰り型ならまだまだ利用す

石井委員

ることは可能なんですけれども、残念ながら、以前のように宿泊も含めてという利用はもう今できないという状況です。

番庄部長

素朴な疑問なんですけれども、使えないというのは聞いていたんですけれども、置いておいても大丈夫なんですか。

五十嵐教育長

古くなった建物に勝手に立ち入られたら怪我をすることがありますので、どんどん立ち入り禁止場所を作っていっているというのが現状です。それを少しずつ片付けていって活動エリアを広げていくという取組を今、しているということです。

石井委員

取り除くのにも多額の費用がかかりまして、それを今のところ措置できていないので、そのままの状態になっているということです。

五十嵐教育長

ありがとうございます。

委員

他に御質問、あるいは御意見もあればお出しください。

五十嵐教育長

(なし)

委員

それでは、この件はこれでよろしいでしょうか。

五十嵐教育長

はい。

それでは、議案第２９号 丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する意見については、原案どおり異議なし、「はい」という旨を市議会に回答することとします。

続きまして、先ほど事務局からもありましたように、次の報告は非公開とさせていただきます。

報告事項 令和４年（２０２２年）９月における宝塚市立学校の「いじめ事案」について、担当課より説明をお願いいたします。

【非公開での報告事項あり】

五十嵐教育長

この他に何か報告いただくようなことはありますか。

岡本課長

ございません。

五十嵐教育長

それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 ２時３５分